

鶴ヶ島市建設工事等指名競争入札実施要領

平成29年1月16日市長決裁

鶴ヶ島市建設工事等競争入札執行要領（平成6年3月18日市長決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負、建設工事等に係る設計、調査及び測量その他の業務委託並びに物品の購入等（以下「建設工事等」という。）の契約に係る指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（入札参加者の指名）

第2条 建設工事等の入札参加者を指名するときは、鶴ヶ島市指名業者選定委員会設置要綱（平成30年4月4日市長決裁）に基づく鶴ヶ島市指名業者選定委員会が、鶴ヶ島市建設工事等競争入札参加資格基準要綱（平成26年告示第209号）第10条に規定する資格者名簿に登載されている者の中から、鶴ヶ島市建設工事等指名業者選定基準（平成6年3月18日市長決裁）に従って選定するものとする。

（指名及び入札の通知）

第3条 前条の規定により指名業者を決定したときは、当該指名業者に対して、入札に指名された旨及び入札の対象案件、入札日時、入札場所、その他入札執行に関し必要な事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、書面（電子メール等を利用した配付を含む。）又は埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、入札参加者に通知するものとする。

3 市長は、複数の同種の案件の入札に当たり、先の入札において落札者となった者をその後開札する他の案件において参加除外する方式（以下「一抜け方式」という。）を採用することができる。

4 市長は、前項の一抜け方式を採用するときは、第1項の通知においてあらかじめ明示するものとする。

（設計図書等）

第4条 入札に参加するために必要となる設計図書、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書、その他入札金額の見積りに必要な図書は、書面配付（電子メール等を利用した配付を含む。）又は電子入札システム若しくは鶴ヶ島市ホームページへの掲載をするものとする。

2 入札参加者からの質問は、書面（電子メール等を利用した質問を認めたときは、これを含む。）による提出又は電子入札システムを利用して行うものとする。

3 入札参加者からの質問に対する回答は、書面配付（あらかじめ電子メール等を利用して書面の写しを配付したのち、原本を書面配付）又は電子入札システムへの掲載をするものとする。

（入札執行者等）

第5条 入札執行者は、鶴ヶ島市事務決裁規則（平成3年規則第9号）で定めるものとする。

2 入札執行者は、入札をするに当たり、当該入札契約事務を担当する職員にその執行を補助させることができる。

3 入札執行者は、入札を執行するに当たり、当該入札契約事務に関係ない職員を立ち合わせることができる。

（入札保証金）

第6条 入札保証金は、鶴ヶ島市財務規則（平成4年規則第8号）第115条第1項第3号の規定を適用し、免除するものとする。

（入札の準備）

第7条 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する建設工事等の様式第1号の予定価格書、様式第2号の最低制限価格書（最低制限価格を設定した案件に限る。）、様式第3号の入札記録書、くじ（書面による入札に限る。）その他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

（入札の執行）

第8条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、書面又は電子入札システムにより執行する。

2 入札参加者は、書面による入札にあつては様式第4号の入札書に必要事項を記載

し、記名押印の上、封書に入れ、封印した後に入札しなければならない。

3 入札参加者の数が1者であっても、入札を執行するものとする。

4 入札は、契約をしようとする建設工事等1件につき、1回執行する。

5 入札会場に入室できる入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退席は認めないものとする。

6 書面による入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は入札書提出の前に委任状により、代理人であることを確認しなければならない。

(入札金額の算出積算内訳書)

第9条 入札参加者は、入札時に入札金額の算出積算内訳書を提出するものとする。

(入札の辞退)

第10条 入札参加者は、入札の辞退を申し出るときは、次に掲げる書面を提出するものとする。ただし、電子入札システムによる入札案件は、鶴ヶ島市電子入札運用基準（平成27年11月17日市長決裁）に基づき行うものとする。

(1) 入札執行前 様式第5号の入札辞退届

(2) 入札執行中 前号の入札辞退届又は辞退する旨を明記した第8条第2項の入札書

2 市長は、前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第11条 入札参加者がいったん提出した入札書及びその算出積算内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札執行者は、入札参加者が談合し、又は妨害、不正行為等により公正な入札を執行させることができないと認めるときは、入札の執行を延期し、落札者の決定を保留し、又は入札を取りやめることができる。

2 入札執行者は、天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(開札)

第13条 入札書の提出があった後、書面による入札にあつては、直ちに入札会場において、入札者の立合いのもとで開札しなければならない。ただし、市長が郵便入札により執行するものはこの限りでない。

2 入札執行者は、開札後、その効力の可否を審査しなければならない。

3 入札執行者は、開札した入札金額を第7条の入札記録書に転記するものとする。
(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を満たしていない者がした入札

(2) 入札金額の算出積算内訳書を提出しない者がした入札、不備な入札金額の算出積算内訳書を提出した者がした入札又は入札金額の算出積算内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札

(3) 談合その他不正行為があつたと認められる入札

(4) 虚偽の書類を提出した者がした入札

(5) 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

(6) 書面による入札にあつては、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札者の記名押印のないもの

イ 押印された印影が明らかでないもの

ウ 記載すべき事項の記入のないもの、記入した事項が明らかでないもの又は入札金額を訂正したもの

エ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

オ 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

(7) 電子入札システムによる入札にあつては、電子証明書を不正に使用した者がした入札

(8) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した者がした入札
(落札者の決定)

第15条 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設定した案件は、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札をし

た者のうち最低の価格をもって入札した者)を落札者とする。

- 2 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、書面による入札にあっては当該入札参加者(郵便入札にあっては、当該入札参加者がやむを得ない事情により入札会場に来場できない場合は当該入札契約事務に関係しない職員)にくじを引く順序を決めるくじを行った後、落札者を決定するくじを行うものとし、電子入札システムによる入札にあっては当該電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定するものとする。
- 3 前項により落札した者は、書面による入札にあっては、当該くじに記名押印するものとする。
- 4 開札をした結果、第1項の落札者がいないときは、不調とする。
- 5 入札執行者は、落札者を決定したときは入札参加者全員に口頭又は書面により通知しなければならない。

(入札終了後の手続等)

第16条 入札参加者は、書面による入札にあっては、貸与された設計図書等を入札終了後直ちに返却するものとする。ただし、設計図書等の返却日を入札日前に指定されたときは、当該指定日に返却するものとする。

- 2 前条の規定により落札者となった者は、様式第6号の課税事業者届出書又は様式第7号の免税事業者届出書を提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、電子入札により入札を行う場合の必要な事項については、鶴ヶ島市電子入札運用基準によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年2月1日から施行する。
(鶴ヶ島市建設工事等意向確認型指名競争入札制度実施要領の廃止)
- 2 鶴ヶ島市建設工事等意向確認型指名競争入札制度実施要領(平成6年3月18日市長決裁)は廃止する。

(鶴ヶ島市建設工事等公募型指名競争入札制度実施要領の廃止)

3 鶴ヶ島市建設工事等公募型指名競争入札制度実施要領（平成6年3月18日市長決裁）は廃止する。

（鶴ヶ島市建設工事低入札価格調査制度試行基準の廃止）

4 鶴ヶ島市建設工事低入札価格調査制度試行基準（平成12年3月29日市長決裁）は廃止する。

（経過措置）

5 改正後の鶴ヶ島市建設工事等指名競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に指名通知を発する入札について適用し、同日前に発した改正前の鶴ヶ島市建設工事等競争入札執行要領に基づく入札については、なお従前の例による。

（鶴ヶ島市建設工事等指名業者選定基準の一部改正）

6 鶴ヶ島市建設工事等指名業者選定基準（平成6年3月18日市長決裁）の一部を次のように改正する。

第2条中「なお、この基準は別に定める意向確認型指名競争入札制度及び公募型指名競争入札制度にも適用するものとする。」を削る。

第5条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

別表中「

舗装工事
電気工事
管工事

」を「

電気工事
管工事
舗装工事

」に改める。

（鶴ヶ島市建設工事等競争入札の公表に関する要領の一部改正）

7 鶴ヶ島市建設工事等競争入札の公表に関する要領（平成18年3月23日市長決裁）の一部を次のように改正する。

第4条中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第5条第1項中「入札の結果報告の決裁後に様式第2号の入札記録書により」を削り、同条第2項中「当該入札の様式第2号の入札記録書に記載して」を削る。

様式第2号を削り、様式第1号を別記様式とする。

附 則（平成30年4月4日市長決裁）

この要領は、平成30年4月4日から施行する。

附 則（令和２年１２月１０日市長決裁）

- 1 この要領は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市建設工事等指名競争入札実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に指名通知を発する入札について適用し、同日前に指名通知を発した入札については、なお従前の例による。

入札記録書

件名	
契約方法	指名競争入札
開札日時	
開札場所	
設計額（税抜）	
予定価格（税抜）	
最低制限価格（税抜）	

決定	業者名	入札額	備考

上記金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

様式第4号（第8条関係）

入札書

1 名称

2 履行場所

3 金額

十億	百万	千	円

4 入札保証金

鶴ヶ島市財務規則に従い、設計図書等及び現場等を熟知したので、入札いたします。

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地

名称

代表者名

⑩

（上記代理人

⑩）

（注意事項）

- 1 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」又は「金」を付記すること。
- 2 入札書は、契約希望金額の 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札書は、1件毎に調製し、文字を消したときは、その部分に印を押すこと。
ただし、金額の訂正は無効とする。

様式第5号（第10条関係）

入札辞退届

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地

名称

代表者名

年 月 日付けで下記について指名を受けましたが、下記の理由により入札を辞退します。

記

1 件 名

2 入 札 日 年 月 日

3 理 由

様式第6号（第16条関係）

課税事業者届出書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地

名称

代表者名

下記の期間については、消費税法等の課税事業者（消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者でない事業者）となる予定であるのでその旨届出します。

記

課税期間 自 年 月 日

至 年 月 日

様式第7号（第16条関係）

免税事業者届出書

年 月 日

（宛先）鶴ヶ島市長

所在地

名称

代表者名

下記の期間については、消費税法等の免税事業者（消費税法及び地方税法の規定により消費税及び地方消費税を納める義務が免除される事業者）となる予定であるのでその旨届出します。

記

免税期間 自 年 月 日

至 年 月 日